

事例集

一般社団法人
相続診断協会編

御法度

（ごはつと）

相続対策の「**御法度**」事例集

これだけはやつちやダメ！

本当にあった 良かれと思った
相続対策が裏目に!?
終活のNGパターン

一般社団法人
相続診断協会編



これだけは
やつちやダメ！

ISBN978-4-539-72800-0
C2033 ¥1600E
9784539728000

1922033016003

定価（本体1,600円+税）



- ◆余計な相続放棄で、疎遠な親戚が相続人に!
- ◆失敗のおおもとは安易な生前贈与だった
- ◆「仲良く分けてね」の遺言で姉妹紛争に!
- ◆むやみな養子縁組は不幸の始まり
- ◆医療保険の請求で、相続放棄が不可に?
- ◆必要のない離婚をしたことで相続人から外れる…etc.

30ヶ条
失敗事例

相続対策の

このような現実の中で、相続診断士の皆様が、笑顔相続の実現のお手伝いをされています。本書では、30の相続における失敗実例をご紹介していますので、ぜひ、相続診断士の皆様の活動の参考にしていただければと思います。

そして、一般の方にも本書をお読みいただき、同じ過ちを起こさないでいたぐることを切に願います。

本書は、「遺産相続争いは、親の人生を冒涜する最も悲しい社会問題」を解決する一助になることを願い、「争族図鑑 相続で崩壊する家族39パターン」、「笑顔で相続をむかえた家族50の秘密」、「家族を「争族」から守った遺言書30文例」、「同パート2」に続き、魂を込めて執筆いたしました。

昨年に引き続き、相続診断士30名の方に原稿をご執筆いただき、現場で起こっている相続をプライバシーに配慮しながら、わかりやすく解説いたしましたので、事実とは異なる部分がございます。

また、実際の現場では、弁護士法や税理士法などに抵触しないように、各士業と連携を取りながらコンプライアンスを遵守し活動しています。

本書の執筆にあたり、(株)日本法令の竹渕学さんに多大なるご協力をいただきました。この場を借りて、お礼を申し上げます。

令和2年11月

一般社団法人相続診断協会 代表理事 小川 実

■ 次

はしがき / i

第1章 良かれと思った対策が裏目に

余計な相続放棄で、母娘の仲が最悪に

／疎遠な伯父・叔母や従兄妹が相続人になってしまった

一橋 香織 2
坂口 猛 9

節税のみを目的とした賃貸住宅建設

／ビジネスとして成り立つかといつ視点が不可欠

坂口 猛 9

安易な養子縁組が不幸を招く

／節税のみを目的とした対策の大きな代償

上田 亨 15

生命保険の受取人変更が裏目に

／生命保険と遺言を組み合わせて活用

盛 勝利 22

むやみな生前贈与はトラブルのもと

～相続対策は多角的に判断していくことが肝要～

加藤
祐基

29

vii

vi

被相続人の配偶者がまさかの「反逆」

～予期せぬことに備えるのが本来の相続対策～

鈴木
健文

35

樋口
亞耶

41

不必要な離婚で相続人から外れる

～間違った知識をもとにした対策の恐ろしさ～

樋口
亞耶

41

第2章 相続をめぐるヒヤリハット

夫が妻より先に死ぬとは限らない

～予備的遺言の不備により失敗した相続～

千田
大輔

50

医療保険の請求をすると相続放棄アウト

～被相続人に負債がある場合は要注意～

大杉
育寛

57

税の知識なしの遺産分割であやうく大損

～各種特例を上手に使うことで相続税が8割減～

岩田
志郎

63

御法度 9

御法度 10

御法度 11

誰が法定相続人かの確認漏れ

～一度も会ったことがない子どもに遺産分割？～

長棟
治夫

71

御法度 5

御法度 6

御法度 7

御法度 8

御法度 9

御法度 10

御法度 11

「親なきあと」対策にひそむリスク

～障害年金を使わず残していませんか？

藤原 由親

橋本 玄也

農業継続困難なのに納税猶予を選択

～節税に目を取られると思わぬ落とし穴が

塚本 健一

土地の境界を確定しないまま相続発生

～収益を生む優良土地が一瞬で瑕疵物件に

柴田 佳彦

法定相続が必ずしも正しいわけではない

～家督相続と法定相続の折衷で家族皆が納得の相続を実現

塚本 健一

御法度 14

御法度 15

御法度 13

御法度 12

第3章 遺言書にひそむリスク

田付の古い遺言書がすべて無効とは限らない

～遺言書の修正・追加をする際の注意点

藤井利江子

御法度 16

売却土地を遺言書に残したまま相続発生

～遺言書の修正を怠ると必ず紛争に発展する

米田 穂

御法度 17

遺産の一部についての遺言で相続人が混乱

～「持戻し免除の意思表示」を残しておくことの大切さ

菅野 亮

御法度 18

農地の遺贈には、通常の遺言ではアウト

～農地法における相続と遺贈の違い

細谷 洋貴

御法度 19

内縁の妻に相続人が協力せず登記不可に

～遺言執行者の指定をしておくことが肝要

竹山 博之
塙本 晃行

x

御法度 20

時期の違う2枚の自筆証書遺言でトラブル

～公正証書遺言を残していれば防げたはずの騒動

塙本 晃行

148

御法度 21

相続財産の大半が不動産で現預金はわずか

～相続税評価は高くても市場価値の低い不動産

嶋倉 竜士

155

御法度 22

核心部分に漏れのある自筆証書遺言

～専門家の助言なき遺言書で登記手続きに問題発生

徳武 聰子

167

御法度 23

高齢のおひとり様が遺言書なしに逝去

～生前最も世話になつた人に恩返しえきず

第4章 被相続人にも注意が必要

御法度 24

高齢のおひとり様が遺言書なしに逝去

176

御法度 25

口頭だけの遺言で、姉妹が一触即発に

182

～「仲良く分けて」という無責任な言葉

吉田 史織

182

御法度 26

相続発生直前の対策はトラブルのもと

195

～元気なうちに遺言書作成、養子縁組を行つておこう

高山 勇

195

御法度 27

もううつ側の意向を無視した遺言はNG

188

～当初の依頼とは別の場所にひそむリスクを感じ

菅井 之央

188

信託財産を相続財産に戻すことは不可

↳ 財産帰属権利者を定めない信託契約をしないよう注意

川久保正彦

御法度 29

御法度 28

昆 充芳

先祖代々のしきたりでも事前の説明は必要
↳ 長男嫁の養子縁組で、相続人との争いに発展

御法度 30

家督相続にこだわって争族に発展
↳ 時代の価値観が変わっても、培われた人生観は変わらない

木野 綾子
216

編著者一覧

卷末 ①

第1章

良かれと思つた対策が裏目に

本事例は、上級相続診断士でもある筆者の気付きにより事なきを得ましたが、生命保険のプロでもあり、日頃から研鑽を続けているからこそその気付きです。借金が多い個人事業主や法人の経営者は、借金を賄うための生命保険をかけている人が多いのですが、「医療保険の請求は要注意」ということを学ぶ貴重な事例です。もう一度、自身の財産の棚卸しをして、借金が多い人は生命保険金の受取りについてしっかりと生保会社の担当者と話し合い、うつかり請求して相続放棄の途が断たれることがないように準備をしてください。

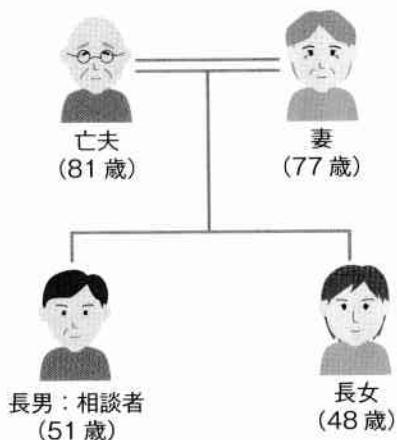
御法度 10

税の知識なしの遺産分割であやつくり大損

→各種特例を上手に使うことで相続税が8割減

上級相続診断士・税理士 岩田 志郎

<家系図>



<主な財産状況>

・自宅土地	3,000万円
・駐車場土地	6,000万円
・生産緑地	7,000万円
・居宅	2,000万円
・預貯金	6,000万円
合 計	2億4,000万円

1 家族の状況と経緯

老夫婦と長男が同居し、長女は結婚して近所に居住していました。長年農業と駐車場貸付けを営んできた夫が、先月病気で他界。ある日、その長男から筆者に相談がありました。

長男「父の葬儀も一段落しましたので、相続の手続きに取り掛かりました。家族会議を開き、「法定相続分どおりに遺産分割しよう」ということになりました。早速、遺産分割協議書を作成しましたので、明日から金融機関や不動産登記の手続きに入ろうと考えています。

それで、その前に遺産分割協議書をチェックしていただこうと思い、持つてまいりました」

筆者「承知しました。遺産分割協議書を拝見できますか？」

長男「はい、母には居住用の土地家屋と生産緑地、私は駐車場、預貯金は妹、と法定相続分どおりに分けました。土地の評価額は不動産屋さんで概算してもらいました」

2 遺産分割協議書の点検

筆者「法定相続分どおり」が必ずしも最良の分割方法とは言えません。「家族の皆様のご希望や、ライフプランを考慮しつつ、最大限の節税を図ることが「笑顔相続」につながります」

長男「法定相続分にとらわれず、全員に喜んでもらえる遺産分割を考えなくてはならない。それも「節税第一」

ではなく、「笑顔相続第一」ということですね」

筆者「はい、そうです。あなたの作成された遺産分割協議書を拝見し、また皆様のお考えも教えていただきましたところ、この協議書は、税金面を除いて特に問題点は見つかりませんでした」

長男「そうですか。よかったです。でも、税金面で何か不都合な点がありましたか？」

筆者「あるのです。では、「法定相続分どおり」を前提として、税金について説明したいと思います。

まず不動産の評価については、「地積規模の大きな宅地」、「都市計画道路予定地」、生産緑地については「造成費の控除」等が適用になりそうですね。それと、居住用宅地と駐車場には「小規模宅地等の特例」が適用できそうです」

長男「いろいろな特例があるのでですね。詳しく教えてください」

筆者「小規模宅地等の特例の適用にあたっては、面積制限等、複雑な要件がありますが、それらをクリアできれば、課税価格が居住用宅地では80%、駐車場では50%減額されます。さらに、配偶者の方には「配偶者の税額軽減」として1億6000万円までの税額軽減が適用されます。また、生産緑地には納税猶予の特例も適用できます。ところが、あなたの遺産分割協議書ではこれらの特例が活かしきれていないのです」

長男「えっ！ そこののですか？ なぜでしょうか？」

◆表②

	母親(万円)	相談者(万円)	妹(万円)	合計(万円)
自宅土地		3,000		3,000
小規模宅地		△2,400		△2,400
居宅	2,000			2,000
駐車場	3,000	3,000		6,000
生産緑地	7,000			7,000
預貯金		6,000	6,000	
合計	12,000	3,600	6,000	21,600
相続税額	1,705	527	868	3,100
配偶者税額 軽減	△1,705			△1,705
納付税額	0	527	868	1,395

4

特例を分散した場合の税額

◆表①

	母親(万円)	相談者(万円)	妹(万円)	合計(万円)
自宅土地	3,000			3,000
小規模宅地	△2,400			△2,400
居宅	2,000			2,000
駐車場		6,000		6,000
生産緑地	7,000			7,000
預貯金		6,000	6,000	6,000
合計	9,600	6,000	6,000	21,600
相続税額	1,364	868	868	3,100
配偶者税額 軽減	△1,364			△1,364
納付税額	0	868	868	1,736

筆者「あなたの作成された遺産分割協議書を基に税額を計算しますと、表①のようになります。

この表にありますように、約1700万円の相続税を納めることになります。しかし、分割方法を見直すことで、相続税を減らすことができます。

お母様は「配偶者の税額軽減」という大きな特例がありませんが、さらに、「自宅の土地に「小規模宅地等の特例」、生産緑地に「納税猶予特例」を適用することができます。このように特例が重複しますと、それぞれの特例が活かしきれなくなりますので、分割方法を見直す必要があります。

長男「では、どのように見直したらよろしいのでしょうか？」

筆者「まず、お父様と同居されていたあなたが、ご自宅を相続されてはいかがでしようか？ 同居されていましたので、あなたも「小規模宅地等の特例」が使えます。駐車場にも「貸付事業用宅地等の小規模宅地等の特例」が使えますが、ご自宅で面積制限を使い切ったほうがお得です。

ご自宅と駐車場の半分（駐車場は4筆で構成されていますので分けやすいですね）を入れ替えることで、「法定相続分どおり」が維持できますので、これで税額計算をしてみると、表②のようになります。これで341万円、税金が減りました

長男「すごいですね。これだけあれば、家族全員で海外旅行に行けますね」

筆者「海外旅行に行つてもお釣りがくるかも知れませんね。でも、もっと減らすことができますよ」

長男「本当ですか？ 教えてください！」

筆者「生産緑地は妹さんが相続されてはいかがでしよう。妹さんも農業相続人として「納税猶予の特例」を受けすることができます。お母様が生産緑地を相続されれば、お母様の相続の時に納税猶予税額は免除となります。しかし、當農を止めれば納税猶予された税額は、全額、利子を付けて返済しなければなりません。しかし、妹さんも永久に生産緑地を維持する考えのようですから、その心配はなさそうなので、妹さんが相続されるのもよろしいかと思います」

長男「妹も母と同じく家庭菜園が好きで、自分で野菜とか作って、ご近所さんに分けあつたりして交流が深まるので、きっと大喜びするでしょう」

筆者「近年、「生産緑地2022年問題」がクローズアップされてきました。「特定生産緑地」が創設され、条件を満たせば10年ごとに更新できることになりました。制限付きで農産物の直売所や農家レストランを運営することも認められ、賃貸も可能になりました。生産緑地の運営も面白そうですよ」

長男「そうですが、生産緑地もいろいろ活用できることになるのですね。夢が広がりますね。楽しみです」
筆者「では、妹さんが生産緑地を相続されたものとして計算してみます。妹さんの法定相続分6000万円に対し、7000万円の生産緑地を相続することになりますので、差額の1000万円は代償分割で対応することにより「法定相続分どおり」を維持できます。表③をご覧ください。

これで1360万円も税額が減りました。78%減です。

先程の説明の繰り返しになりますが、生産緑地の納税猶予は「免税」ではないので、途中で當農を止めれば全額、利子税を付けて返済しなければなりません。この点、妹さんはずっと生産緑地を維持されるようなので、その心配は無用ですね」

長男「そんなに減るのですか！驚きました」

筆者「以上、「法定相続分どおりの遺産分割」を前提にお話ししましたように、誰にどの特例を適用するかで大きく税額が異なってきます。また、二次相続も考慮する必要があります。この試算ではお母様の相続財産は預貯金が大半を占めていますので、二次相続での相続税についてあまり心配されることもなく、このままの分割でよろしいかと思います」

長男「そうですか。最初の遺産分割を見直していただいたおかげで、1360万円も税額が減ったのですね。私の分割協議書で不動産登記とか済ませていたら、大変なことになるところでした。

お陰様で、家族全員「笑顔相続」が実現できました」

◆表③

	母親(万円)	相談者(万円)	妹(万円)	合計(万円)
自宅土地		3,000		3,000
小規模宅地		△2,400		△2,400
居宅	2,000			2,000
駐車場	3,000	3,000		6,000
生産緑地			7,000	7,000
預貯金	7,000		△1,000	6,000
合計	12,000	3,600	6,000	21,600
相続税額	1,255	375	1,470	3,100
配偶者税額 軽減	△1,254			△1,254
納税猶予額			△1,470	△1,470
納付税額	1	375	0	376

◎笑顔相続への教訓

世の中の多くの人が、相続は民法900条で定める法定相続分の割合によって、遺産分割するものと誤認している傾向があります。配偶者と子で折半、子やきょうだいが複数いる場合には均等、といった具合です。しかし、民法は法定相続分で遺産分割しなさいとはどこにも規定していません。それどころか、遺産分割の基準について、同法906条で「遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをすると」定めています。要するに、まずは財産や相続人の事情を考慮した上で、最善の分割を検討し、話し合いがまとまらないときは法定相続分に従つ、というわけです。

御法度 11

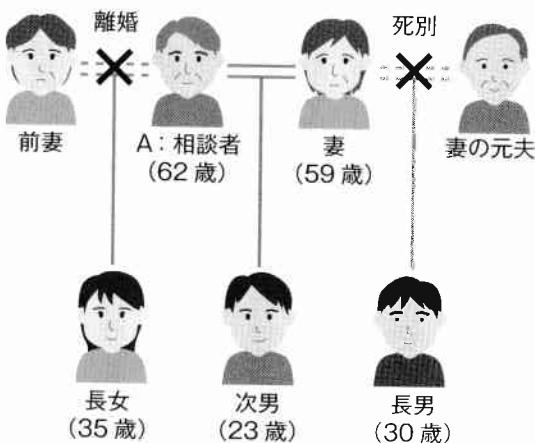
誰が法定相続人かの確認漏れ

（一度も会ったことがない子どもに遺産分割？）

全国相続診断士会 副会長

長棟 治夫

＜家系図＞



御法度 11

誰が法定相続人かの確認漏れ

＜主な財産状況＞

- | | |
|----------------------------|---------|
| ・自宅不動産 | 3,200万円 |
| (土地:2,800万円、建物:400万円) | |
| ・賃駐車場 (500m ²) | 5,000万円 |
| ・預貯金 | 1,400万円 |
| 合 計 | 9,600万円 |

【著 者】(五十音順)

井手 健二 (いで・けんじ)

相続診断士、神奈川県相続診断士会 副会長、一般社団法人家族信託普及協会 正会員

昭和 29 年 5 月 24 日、兵庫県生まれ。桃山学院大学社会学部卒業。
大手カー用品フランチャイズチェーン本部に 30 年勤務し、FC オーナーの経営を支援してきた。現在、外資系生命保険会社に勤務している。
<ひとこと>愛に溢れる相続診断士。相続、事業承継を得意とし、認定セミナーインストラクターとして活動している。複雑で揉めそうな家族を専門家とチームを組んで笑顔相続に導いている。

住 所 神奈川県横浜市磯子区岡村 8-4-1-220

電 話 090-4961-9165

メール ide-ken@kamiooka.cgc-broad.net



岩田 志郎 (いわた・しろう)

上級相続診断士、税理士、行政書士、AFP

昭和 22 年 1 月 24 日生まれ。帝塚山大学大学院経済学研究科修了。経済誌記者、公認会計士事務所、郵便局長を経て税理士開業。併行して大学講師。
<ひとこと> SSPV (Senior Support Professional Volunteer) を立ち上げ、相続・終活等をテーマにセミナー、相談会を開催しています。相続・遺言、贈与・家族信託・成年後見（近畿税理士会・成年後見支援センター相談員）等、なんでも（各専門家とネットワークを構築しています）気楽に相談していただける事務所です。

住 所 大阪府八尾市上尾町 2-10

電 話 072-921-5657

メール i_sogo@gai.eonet.ne.jp



上田 亨 (うえだ・とおる)

相続診断士、1 級ファイナンシャル・プランニング技能士、不動産コンサルティングマスター

富山県生まれ。金沢大学経済学部卒業。信託銀行、会計事務所勤務を経て、現職。

<ひとこと>長年の実務経験を基に、“ふれあい”と“まごころ”をモットーに FP 活動を行っている。個別相談においては、相談者の利益を優先に、総合的な視点でアドバイス・提案を行っている。また、講師として、聞く人にわかりやすいセミナー・実務に役に立つ研修を心がけている。一方、近年は知的障害者の“親なきあと”について、FP の立場で相談員・講師として積極的に取り組んでいる。

住 所 石川県金沢市石引 4-1-13 アクエリアス 205 号

電 話 090-2120-0390

メール toru@fpofficeueda.com



大杉 育寛 (おおすぎ・いくひろ)

上級相続診断士、ソニー生命保険株式会社 神戸ライフプランナーセンター第 1 支社

昭和 57 年 1 月 15 日、兵庫県生まれ。駿台ホテル専門学校卒業。神戸北野ホテル、フレンチレストランリュミエールでソムリエとして勤務後、住友林業ホームサービスマネージャーを経て、現職。

<ひとこと>飲食業界のソムリエから不動産業界を経て、保険業界へと転身した異色な経歴を持つライフプランナー。相続の相談件数も多数有り、経験から出来る提案に自信があります。ちょっと人見知りな所もありますが、かゆいところに手が届く提案やアドバイスには定評があります。是非一度ご相談を。

編著者一覧

【編 者】

一般社団法人 相続診断協会

日本から「争族」をなくし、「笑顔相続」を広めることが「相続診断士」のミッションです。笑顔相続を広めるためには、生前に想いを残し伝えることが大切であると考え、その有効な方法としてエンディングノートの作成を推奨しています。

相続診断士の役割は、相談者に寄り添い、想いを聞き、相続の問題点を明確にすることです。節税対策や遺産分割対策・遺言書の作成などは、税理士・弁護士・司法書士・行政書士などの士業と連携をして、最適なソリューションを提供します。

相続診断協会は、相続診断士とともに「想いを残す文化を創ります」。

住 所 東京都中央区日本橋人形町 2-13-9

URL <https://souzokushindan.com/>

設 立 平成 23 年 12 月 1 日

資格取得者 41,000 人（令和 2 年 11 月現在）

代表理事 小川 実

これだけはやっちゃダメ！

相続対策の「御法度」事例集

令和 2 年 12 月 10 日 初版発行



〒 101-0032
東京都千代田区岩本町 1 丁目 2 番 19 号
<https://www.horei.co.jp/>

検印省略

編 著 一般 社 团 法 人
相 続 診 断 協 会
発 行 者 青 木 健 次 光
編 集 者 岩 倉 春 光
印 刷 所 日 本 ハ イ コ ム
製 本 所 国 宝 社

(営 業) TEL 03-6858-6967 E メール syuppan@horei.co.jp
(通 販) TEL 03-6858-6966 E メール book.order@horei.co.jp
(編 集) FAX 03-6858-6957 E メール tankoubon@horei.co.jp

(バーチャルショップ) <https://www.horei.co.jp/iec/>
(お 詫 び と 訂 正) <https://www.horei.co.jp/book/owabi.shtml>
(書籍の追加情報) <https://www.horei.co.jp/book/osirasebook.shtml>

※万一、本書の内容に誤記等が判明した場合には、上記「お詫びと訂正」に最新情報を掲載しております。ホームページに掲載されていない内容につきましては、FAXまたはEメールで編集までお問合せください。

・乱丁、落丁本は直接弊社出版部へお送りくださいればお取替えいたします。

・**JCOPY**（出版者著作権管理機構 委託出版物）

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構（電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail: info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められません。

© Souzokushindankyoikai 2020. Printed in JAPAN

ISBN 978-4-539-72800-0